

平成22年（1月～12月）法的措置一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
1	22 (措) 1	東京電力㈱及び電源開発 ㈱が発注する電力用電線 の見積り合わせ又は競争 入札の参加業者に対する 件	東京電力等発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22.1.27
2	22 (措) 2	東北電力㈱が発注する電力 用電線の見積り合わせ の参加業者に対する件	東北電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び年度の割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積に当たって、交渉価格及び値引き限度額並びに交渉予定者を決定し、交渉予定者が交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。	3条後段	22.1.27
3	22 (措) 3	中部電力㈱が発注する電力 用電線の見積り合わせ 又は競争入札の参加業者 に対する件	中部電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び年度の割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積に当たって、3社それぞれの受注すべき金額の順位及び交渉価格を決定し、交渉価格を基に価格交渉できるようにしていた。	3条後段	22.1.27
4	22 (措) 4	北陸電力㈱が発注する電力 用電線の見積り合わせ の参加業者に対する件	北陸電力発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22.1.27
5	22 (措) 5	中国電力㈱が発注する電力 用電線の見積り合わせ 又は競争入札の参加業者 に対する件	中国電力発注の特定電力用電線について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22.1.27
6	22 (措) 6	九州電力㈱が発注する電力 用電線の見積り合わせ の参加業者に対する件	九州電力発注の特定電力用電線について、共同して、スポット発注の方式により発注されるものにあつては、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、大規模割当て発注及び計画割当て発注の各方式により発注されるものにあつては、発注単価等を決定するための指名競争見積りに当たって、最低見積価格及びすべて受注する者又はそれぞれの受注すべき金額の順位を決定していた。	3条後段	22.1.27
7	22 (措) 7	沖縄電力㈱が発注する電力 用電線等の見積り合わせ の参加業者に対する件	沖縄電力発注の特定電力用電線等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22.1.27
8	22 (措) 8	防衛省航空自衛隊が発注 する什器類の製造業者 に対する件	防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について、共同して、発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し、自ら受注し又は自社製品を取り扱う販売業者に受注させることによって、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。	3条後段	22.3.30
9	22 (措) 9	川崎市が発注する下水管 きょ工事の入札参加業者 に対する件	川崎市発注の特定下水管きょ工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22.4.9
10	22 (措) 10	青森市が発注する土木一 式工事の入札参加業者 に対する件	青森市発注の特定土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22.4.22
11	22 (措) 11	光ファイバケーブル製品 の製造業者に対する件	NTT東日本等発注の特定光ファイバケーブル製品について、見積り合わせごとに、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	3条後段	22.5.21
12	22 (措) 12	光ファイバケーブル製品 の製造業者に対する件	NTT東日本等発注のFASコネクタについて、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	3条後段	22.5.21
13	22 (措) 13	光ファイバケーブル製品 の製造業者に対する件	全国情報通信資材発注の熱収縮スリーブについて、覚悟値及び見積り順位を決定し、決定した覚悟値及び見積り順位に応じた、見積り合わせの参加者それぞれが提示すべき見積価格を決定するようにしていた。	3条後段	22.5.21

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
14	22 (措) 14	光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件	N T T ドコモ発注の特定光ファイバケーブル製品について、見積価格及び見積り順位を決定するようにしていた。	3条後段	22. 5. 21
15	22 (措) 15	シャッターの製造業者に対する件	特定シャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	22. 6. 9
16	22 (措) 16	シャッターの製造業者らに対する件	近畿地区における特定シャッター等について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにしていた。	3条後段	22. 6. 9
17	22 (措) 17	ロイヤルホームセンター(株)に対する件	納入業者に対し ① 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 ② 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の開店若しくは閉店、全面改装又は棚替えに際し、当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について、売場への搬入、陳列、撤去、売場からの搬出等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。	19条（大規模小売業告示1項及び7項）	22. 7. 30
18	22 (措) 18	鹿児島県が発注する海上工事の入札等の参加業者に対する件	鹿児島県発注の特定海上工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	22. 11. 9
19	22 (措) 19	建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者に対する件	特定建設・電販向け電線の販売価格を決定していく旨を合意していた。	3条後段	22. 11. 18
20	22 (措) 20	ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)に対する件	① 取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー90枚パックの販売及びワンデーアキュビューモイスト90枚パックの販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者に対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 ② DDプランと称する販売促進策の対象事業者としてジョンソン・エンド・ジョンソン(株)が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト30枚パックの販売に関し、遅くとも平成21年12月以降、当該取引先小売業者に対し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。	19条（一般指定12項、平成21年改正前の一般指定13項）	22. 12. 1

(注)一部の事業者に対する命令の効力が生じた日である。